

令和6年4月1日

神奈川県所管域に所在する  
介護老人福祉施設 御中

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課

令和6年度介護報酬改定に係る加算（減算）届の取扱いについて

日ごろから、介護保険サービスの適正な提供にご尽力いただき誠にありがとうございます。  
高齢福祉課福祉施設グループ所管のサービスに係る令和6年4月1日以降の加算届の取扱いにつ  
いて、次のとおりお知らせします。

なお、以下の加算届が必要な事業所に該当しない場合は、加算届の提出は不要です。  
留意事項をご参照の上、対応願います。

**【加算届が必要な事業所】**

- 新設された加算を算定する事業所（※）
- 従来からの加算を新たに算定する事業所
- 算定要件に変更のある一部の加算を継続して算定する事業所（※）

※該当加算は2を参照してください。

1 加算届の受付について

(1) 提出書類及び提出期限

提出書類	提出期限
ア 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 イ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ウ 加算（減算）の種類に応じた所定の添付書類 エ 担当者連絡先	令和6年4月15日（月） <b>【必着】</b>

(2) 提出方法 電子申請届出システムまたは郵送

○電子申請届出システム

下記にアクセスし、必要事項の入力及び書類の提出をしてください。

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

※電子申請届出システムによる届出はGビズIDの取得が必要です。

※郵送より必要書類が省略されていますので、ご注意ください（留意事項参考）。

※県事務連絡やシステムの操作方法等については、下記をご確認ください。

・電子申請届出システムによる加算の届出について

<https://kaigo.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=4&id=90833>

○郵送

下記まで書類を郵送してください。

〒231-8588 横浜市中区日本大通 1

神奈川県庁 高齢福祉課 福祉施設グループ 宛

(4) 加算届出書等の様式

介護情報サービスかながわ

→書式ライブラリー

→3. 加算届

→ 1 4. 介護老人福祉施設【福祉施設グループ】

<https://kaigo.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=4&id=249>

## 2 加算（減算）における添付書類

加算名	届出の取り扱いについて
高齢者虐待防止措置実施の有無	新たな届出が必要 ※新たな届出がない場合「減算型」とみなします。
業務継続計画策定の有無	新たな届出が必要 ※新たな届出がない場合「減算型」とみなします。
認知症チームケア推進加算	新たな届出が必要 ※新たな届出がない場合「なし」とみなします。
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	新たな届出が必要 ※新たな届出がない場合「なし」とみなします。
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	新たな届出が必要 ※新たな届出がない場合「なし」とみなします。
生産性向上推進体制加算	新たな届出が必要 ※新たな届出がない場合「なし」とみなします。
個別機能訓練加算	「加算Ⅰ」「加算Ⅱ」「加算Ⅲ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。 既存届出内容が「あり」で、新たな届出がない場合は「なし」とみなす。 (注) 要件の見直しを踏まえ、新しい要件に即して届け出を行うよう留意が必要。

### 【留意事項】

- 1 今回の加算（減算）届に係る受理書は、提出いただいた書類の審査を行い、審査が終了したもののから順次、返送する予定です。当方から受理書の返送がなくとも、届出を提出しているものであれば、4月1日から算定が可能です。  
ただし、審査の結果、算定要件を満たしていないことが確認された場合については、4月1日に遡って、加算を取り下げてください。
- 2 介護報酬改定に関するお問合せについては、原則として、電話での受付は行いません。県の電子申請システム（e-kanagawa）からお問合せください。

<電子申請システム（e-kanagawa）のリンク先>

[https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=69032](https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail?tempSeq=69032)

<回答掲載場所>

介護情報サービスかながわ

→ 書式ライブラリー

→ 令和6年度介護保険制度改正・報酬改定

<https://kaigo.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-2.html?topid=90834>

問合せ先

高齢福祉課 福祉施設グループ

電話 045-210-1111

内線 4851～4855